

投票日

4月17日(日)

栃木市長及び栃木市議会議員選挙

投票時間

午前7時～午後7時

栃木第26投票所(出流町公民館)は、午後6時まで
西方第5投票所(真上集落センター)は、午後4時まで



栃木市
マスコットキャラクター
とち介

栃木市
ホームページ



投票できる人

<https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/58/2581.html>

年齢 平成16年4月18日までに出生した人

住所 令和4年1月9日までに栃木市に住民登録した人で、引き続き3ヶ月以上住民登録している方が対象となります。

なお、投票日の前日までに市外に転出された方は、投票できません。
ただし、転出(予定)日までは期日前投票ができます。

※令和4年1月10日以降に市外から転入された方は、投票できません。

投票日は
ふれあいバスが無料
になります。
ぜひご利用ください。

期日前投票

どちらの期日前投票所でも投票ができます。

※最終日は最も混雑する傾向にありますので、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、できるだけ混雑を避けてご利用ください。

※投票所入場券が届いている場合には、入場券裏面の「期日前投票宣誓書兼請求書」にあらかじめご記入のうえ、お越しください。

期日前投票所	受付日時	
キョクトウとちぎ蔵の街楽習館 (市民交流センター)	4月11日(月)～4月16日(土)	午前8時30分～午後8時
大平総合支所		
藤岡総合支所		
都賀総合支所		
西方総合支所		
岩舟総合支所		
イオン栃木店 (宝くじ売り場 北側駐車場内)	4月11日(月)～4月15日(金) (平日のみ)	午前9時～午後7時
大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の公民館		午前8時30分～午後5時

※県選挙管理委員会が指定した病院等に入院(所)中の方は不在者投票ができます。

投票のしかた

最初に市長選挙の投票用紙(水色)を渡します。候補者の氏名を1名だけ書いて投票してください。



次に市議会議員選挙の投票用紙(白色)を渡します。候補者の氏名を1名だけ書いて投票してください。

なお、投票を辞退する選挙がある場合は、受付にお申し出ください。

問合せ 栃木市選挙管理委員会 ☎21-2531

新型コロナウイルス感染症 への対応について

投票所や開票所において、消毒液の設置や換気などの対応を行います。投票の際にはマスクの着用や、せきエチケットの徹底、周りの方との距離を保った行動にご協力ください。また、持参された鉛筆もご利用いただけます。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

投票所入場券は

各世帯あて郵送します。投票所入場券は、1枚に2名分が記載されたハガキになっていますので、開いてご確認ください。もし、紛失した場合や届かなかった場合でも、選挙人名簿に記載されていれば、投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。

選挙公報は

配布時期のばらつきをなくするため、市内一斉に新聞（朝刊）に折り込んで配布します。新聞をとっていない方は、市役所・総合支所・各公民館など、市の施設にも備えていますので、ご利用ください。

また、目が不自由な方の程度により音声版の送付をいたします。ご希望の方はご連絡ください。

代理投票・点字投票

心身の故障その他の事由により、投票用紙を書くことができない方は投票所の係員が代筆します。投票の秘密は、固く守られますので、安心してお申し出ください。また、目の不自由な方は、点字投票をすることもできます。

病院などの不在者投票は

病院や老人ホームなどに入院または入所している方で、投票日に投票に行けない方は、その病院や老人ホームなどの施設内で不在者投票ができます。

ただし、不在者投票ができる施設は、都道府県選挙管理委員会が指定した施設に限られます。詳しくは、各施設、または、市選挙管理委員会にお問い合わせください。

郵便等による不在者投票は

身体障害者手帳等を交付されている両下肢・体幹・心臓・移動機能・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓機能障がいのある方、および介護保険被保険者の方で、要介護5のため、投票所へ行くことができない方は、自宅で郵便等投票をすることができます。また、前記の対象者で、上肢・

視覚の障がい程度が1級の方は、あらかじめ市選挙管理委員会の委員長に届け出た方（選挙権を有する者）を代理人として投票に関する記載をさせることができます。なお、郵便等投票の請求は、投票日の4日前の4月13日（水）までです。

候補者のポスターに手をふれないように

市内各所の公営ポスター掲示板に貼られたポスターをいたずらして破ったり、汚したりすると処罰されます。

また、破れたポスターや、こわれた掲示板を見つけたときには、市の選挙管理委員会までお知らせください。

特例郵便等投票とは

新型コロナウイルス感染症により療養されている方でも、一定の要件を満たす場合、郵便等による投票ができるようになります。詳しくは、市選挙管理委員会にお問い合わせください。

通所介護施設による移動支援

市内のデイサービスなど通所型の施設を利用していただく方で、期日前投票所での投票を希望する方は、施設により専用車などを使用し、投票所へ送迎するという移動支援を利用することができます。

詳しくは、市選挙管理委員会にお問い合わせください。

インターネット等による選挙運動

選挙運動期間における候補者に関する情報の充実等を図るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動ができます。詳細は市のホームページをご覧ください。

開票は

投票日当日に、次の場所（開票所）で行います。

・マルワ・アリーナとちぎ

（栃木市総合運動公園総合体育館）
栃木市川原田町760番地 午後8時10分～

問合せ

栃木市選挙管理委員会

☎(21)2531